

全国老施協発第 3047 号

令和 2 年 3 月 9 日

会 員 各 位

公益社団法人全国老人福祉施設協議会

会 長 平 石 朗

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について（その 4）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルスに関する本会の対応としては、令和 2 年 2 月 25 日付「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について（その 2）」（全国老施協発第 2897 号）等において、随時お知らせをしているところです。

新たに示された通知等の内容について、下記のとおりお知らせいたします。また、チェックリストも通知に併せて大幅に更新を行っておりますので、HP からダウンロードいただき、ご活用ください。

なお、厚生労働省等における情報は随時確認をいただくとともに、本会 HP 及び LINE@ においても、最新情報を掲載した場合にはお知らせすることといたしておりますので、お含みおきくださいますようお願いいたします。

① 内閣官房 新型コロナウイルス感染症の対応について

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

② 厚生労働省 新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

③ 全国老施協 コロナウイルス関連情報

http://www.roushikyo.or.jp/cms/contents/saigai/relation/disaster_cov.html

④ 全国老施協 LINE@ QR コード (ID: cpq9255z)



記

■ 厚生労働省通知等

- 1) 令和2年2月28日付「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その2）」（厚生労働省保険局医療課事務連絡）
 - 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、医師が電話や情報通信機器を用いて診療し医薬品の処方を行い、ファクシミリ等で処方箋情報が送付される場合、保険医療機関は、電話等再診料、処方箋料を算定できる旨、示されています。
 - なお、本通知には明確に記載されていませんが、特養の配置医師においても慢性疾患等を有する患者で、それまでに診断を受けたことがあれば、電話や情報通信機器を使用した診療が可能ですが、電話等再診料について特養の配置医師としては算定できないことを厚生労働省から確認いたしております。
- 2) 令和2年3月5日付「新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求（3月提出分及び4月提出分の取扱いについて（依頼）」（厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室/高齢者支援課/振興課/老人保健課）
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ない事情がある場合については、本年2月サービス提供分（3月提出分）及び3月サービス提供分（4月提出分）に係る請求明細書の国保連への提出期限について、通常の請求日（サービス提供の翌月10日）後に請求することが可能です。この場合、請求期日までに事業所所在の国民健康保険団体連合会に届け出ることが必要とされています。
- 3) 令和2年3月6日付「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（厚生労働省健康局結核感染症課ほか 事務連絡）
 - 社会福祉施設等において感染症が疑われる方が出た場合における留意事項が整理されています。入所施設・居住系サービス、通所・短期入所系、訪問介護事業所等の3つの区分にわかれて対応が示されています。ホームページからダウンロードできるチェックリストにも主旨は反映いたしておりますが、関係するサービスを経営されている場合は必ずご確認ください。

4) 令和2年3月6日「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)における感染拡大防止のための留意点について(令和2年2月24日付事務連絡)」に関するQ&Aについて (介護保険最新情報 vol. 780 厚生労働省健康局結核感染症課ほか)

- 「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)における感染拡大防止のための留意点について(令和2年2月24日付事務連絡)」のQ&Aが示されています。具体的には次のとおりです。

- ・ 社会福祉施設等の利用者への対応に関し、高齢者、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患)を抱える者又は妊婦について、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し指示を受ける目安として、「37.5℃以上又は呼吸器症状が2日以上続いた場合」とされているが、37.5℃以上が2日程度続く場合や、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合も含まれると考えてよいこと(問1関係)。
- ・ 社会福祉施設等の利用者への対応に関し、具体的な対応として「疑いのある利用者にケアや処置をする場合には、職員はサージカルマスクを着用すること」とされているが、マスクの着用でよいこと(問2関係)。

5) 令和2年3月7日「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」(介護保険最新情報 vol. 780 厚生労働省老健局認知症施策推進室/高齢者支援課/振興課/老人保健課)

- 新型コロナウイルスにより事業所を休業等した場合に、いくつかのQ&Aが示されています。具体的には以下のような内容ですので、ご確認ください。

- ・ 令和2年2月24日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」で示された取扱いについて、都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合に加えて、感染拡大防止の観点から介護サービス事業所(デイサービス等)が自主的に休業した場合も同様の取扱いを可能としているが、同じく感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うこととし、これら①②のサービスを適宜組み合わせて実施する場合も、同様の取扱いが可能であること(問1関係)。
- ・ 上記の取扱いが可能である場合、事業所におけるサービス提供と居宅への訪問によるサービス提供を組み合わせて実施することにより、人員基準が満たされなくなる場合も考えられるが、そのような場合であっても、減算を適用しなくとも差

し支えない（問2関係）。

- ・ 令和2年2月24日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」別紙1において、「休業となった事業所と異なる事業所、公民館等の場所を使用して、当該事業所が指定を受けたサービスに相当するサービスを提供した場合」の取扱いが示されているが、公民館以外の場所はどのような場所については、例えば一定の広さを確保でき、安全面や衛生面の観点からサービスを提供するにあたって差し支えない場所を指すこと。なお、サービスの提供にあたっては、都道府県、保健所を設置する市又は特別区と相談し、また利用者の意向を踏まえて実施すること（問3関係）。
- ・ 新型コロナウイルスの発生に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業において通所型サービス及び訪問型サービスを提供する事業者が休業を行った場合、月額報酬となっているサービス費について、休業期間分を日割りすることについては、市町村の判断で、事業所指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとして、日割り計算を行うことが可能であること（問4関係）。
- ・ 新型コロナウイルスの感染が疑われる者へ訪問介護サービスを提供するにあたり、利用者・家族及び訪問介護員への感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、生活援助のサービス提供が20分未満となった場合に、報酬を算定できるかどうかについては、訪問介護計画において位置付けられた内容の指定訪問介護のうち、高齢者の在宅生活を支援するために必要となる最低限のサービス提供を行った場合は、生活援助のサービス提供が20分未満となった場合であっても、生活援助中心型20分以上45分未満の報酬を算定することとして差し支えないこと（問5関係）。
- ・ 新型コロナウイルスの感染が疑われる者へ訪問看護サービスを提供するにあたり、利用者・家族及び訪問看護師への感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、訪問看護サービスの提供が20分未満となった場合に20分未満の報酬を算定してよいかどうかについては、20分未満の訪問看護費については、20分以上の保健師又は看護師による訪問看護が週1回以上提供され、かつ、緊急時訪問看護加算の届出がされていた場合に算定できることとなっているが、訪問看護計画において位置付けられた内容の指定訪問看護のうち、高齢者の療養生活を支援するために必要となる最低限の提供を行った場合は、当該要件を満たしていなくても20分未満の報酬を算定することとして差し支えないこと（問6関係）。
- ・ 通所介護等の利用が出来なくなった発熱等の症状のある利用者に対する訪問介護

の提供増加や職員の発熱等により、人員基準上の必要な資格を持った人員が確保出来ない場合、基準違反となるのかについては、基本的には、介護支援専門員が調整のうえ、有資格者を派遣する事のできる訪問介護事業所からサービス提供されることが望ましいが、令和2年2月17日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」別添1(7)で示されているとおり、指定等基準を満たすことが出来なくなった場合であっても、それが一時的なものであり、かつ利用者の処遇に配慮したものであれば、柔軟な対応をして差し支えないものであること。

その際、訪問介護員の資格のない者であっても、他の事業所等で高齢者へのサービス提供に従事した事がある者であり、利用者へのサービス提供に支障がないと認められる者であれば、訪問介護員として従事することとして差し支えないこと（問7関係）。

- ・ 令和2年3月6日付事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」において、新型コロナウイルス感染が疑われる者への入浴の介助は原則清拭で対応することとされているが、訪問入浴介護で清拭を行う場合の取扱いについては、減算せずに算定することとして差し支えないこと（問8関係）。
- ・ 令和2年2月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)」問9において、「なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。」とあるが、このことは、基準解釈通知の取扱いと同様であること（問9関係）。
- ・ 令和2年2月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)」問9における取扱いは介護予防支援についても同様であること（問10関係）。
- ・ 居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点から、令和2年2月17日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」において示されたとおり、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月1回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱いが可能であること（問11関係）。
- ・ 介護支援専門員実務研修の実習について、今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、例年と異なる方法で実施してもよいかどうかについて、現在、介護支援専門員実務研修の実習については、「介護支援専門員資質向上事業の実施につ

いて」(平成 26 年老発 0704 第 2 号厚生労働省老健局長通知)及び介護支援専門員実務研修ガイドライン(平成 28 年 11 月厚生労働省老健局振興課)において示されているおり、実習にあたっては、アセスメントからモニタリングまで一連のケアマネジメントプロセスを経験することが適当であるものの、その目的や内容について、当該通知及びガイドラインに沿っていれば、具体的な実施方法については、例えば、実習の実施にあたって、特定事業所算定事業所での受入ではなく代替事業所で行うことや、実習期間を短縮するなど、都道府県で柔軟に判断することで差し支えないこと(問 12 関係)。

6) 令和 2 年 3 月 6 日「市町村が措置を行う場合における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対応について」(介護保険最新情報 vol. 781 厚生労働省老健局 認知症施策推進室/高齢者支援課/振興課/老人保健課)

- この高齢者施設等の利用については、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)において、市町村が、高齢者の実態を把握し、環境上の理由や経済的理由等、またはやむを得ない事由がある場合に、老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項各号及び第 11 条第 1 項各号に規定する措置等を行う場合があるところ、当該措置を行う場合においては、その緊急性等から当該手続等を短期間で行う場合も想定されることから、その対応の留意点について示したものです。具体的には次のような内容です。

- ・ 措置を判断する場合には、高齢者の生活調査や面接相談時において、当該高齢者が「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」(令和 2 年 3 月 6 日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)の別紙の「1. 新型コロナウイルス感染が疑われる者」に該当しないか、発熱の有無など健康状態についても確認すること。

その上で、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を受けること。

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合には、面接相談室等の消毒・清掃や、濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応など、必要な対応を行うこと。

- ・ 措置が必要とされた高齢者の新規入所・入居時等には、施設等において、上記と同様、健康状態の確認を行うとともに、感染が疑われる場合には、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けるよう、入所・入居先の施設等にも注意喚起を行うこと。

その際、上記事務連絡に記載されている新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応を行うよう、入所・入居先の施設等に注意喚起を行うこと。

7) 令和2年3月9日「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて」(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 事務連絡)

- 新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、法人運営に関する取扱いについて都道府県等に対して示しています。具体的には次のとおりです。

① 理事会の開催について

(ア) 理事会の開催

- ・ 理事会の開催について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、やむを得ず3月中に開催することが困難な法人については、可能になり次第、速やかに開催すること。また、所轄庁が当該法人の指導監査を行うにあたっては、当該開催の時期の取扱いについて柔軟に対応すること

(イ) 理事会における「対面」の解釈

- ・ 理事会については、社会福祉法第45条の14第4項の規定により、各理事が「出席」して決議することとされており、対面による開催が必要とされている。また、「指導監査ガイドライン」において、「理事会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこと」とされている。

ガイドラインで言う「テレビ会議等」とは、各理事の音声が即時に他の理事に伝わり、適時的確な意見表明ができるものであればよく、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれており、必ずしも会議室で会議を行う必要はないこと

(ウ) 理事会決議の省略

- ・ 理事会決議の省略については、定款に決議の省略についての定めがあり、理事全員から事前の同意の意思表示がされたときは、法第45条の14第9項（一般法人法第96条）の規定により、当該提案について理事会の決議があったものとみなされることを、法人に対して周知すること。

なお、理事全員から事前の同意が得られなかったことにより決議の省略ができず、理事会を開催する場合においては、①（ア）及び（イ）のとおり取り扱うこと。

(エ) 理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告

- ・ 理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告については、法第45条の16第3項の規定に基づき、定期的に理事会に報告をしなければならないこととなっており、報告の省略はできない（法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第2項）。

実際に開催された理事会において報告を行う必要があることとなっているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、やむを得ず3月中に理事会を

開催することが困難なため、年度内に報告が困難な法人について、所轄庁が当該法人の指導監査を行うにあたっては、当該報告の時期の取扱いについて柔軟に対応すること。

② 評議員会の開催について

（ア）評議員会の開催

- ・ 評議員会の開催については、理事会の取扱い（上記、①（ア）及び（イ））と同様に取り扱うこと。

（イ）評議員会決議の省略

- ・ 評議員会決議の省略については ①（ウ）と同様であるが、①（ウ）のうち「定款に決議の省略についての定めがあり」の部分については、評議員会決議の省略の場合は理事会と異なり、定款に決議の省略の定めがない法人でも行うことが可能であること

③ 事業計画書及び収支予算書について

- ・ 事業計画書及び収支予算書の決議又は承認に係る理事会又は評議員会の開催については、①又は②のとおり、所轄庁が当該法人の指導監査を行うにあたっては、柔軟に対応することとされたいこと

④ 経過措置期間の満了に伴う評議員の選任について

- ・ 評議員の必置化に当たって、その員数については、本来「定款で定めた理事の員数を超える数」の選任が必要なところ、平成 27 年度の収益が 4 億円以下の法人については、「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）附則第 10 条に規定する経過措置により、令和 2 年 3 月末までの間、4 名以上としてきたところであり、当該経過措置適用法人で評議員の確保が完了していない法人は、今月中に評議員選任・解任委員会などの評議員の選任手続を行う必要があるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、その手続の実施が困難な法人については、可能になり次第、速やかに手続を行うこと。また、所轄庁が当該法人の指導監査を行うにあたっては、当該手続の時期の取扱いについて柔軟に対応すること。

⑤ 社会福祉法人に対する指導監査について

- ・ 社会福祉法人に対する指導監査については、3 月中に一般監査を予定されている所轄庁も想定されるところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、法人の状況等も踏まえ、延期等の対応を検討されたいこと

■ 全国老施協の活動

1) 令和2年3月6日「高齢者介護施設における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策に係る現状と要望」（全国老施協発第3020号）

- 本会では、令和2年3月4日、5日午前までの間に本会代議員等宛に緊急アンケートを行い、新型コロナウイルス感染症をめぐる高齢者介護施設の現場の実情と、国や自治体に対する施策要望を把握し、要望の形に取り纏め、厚生労働省老健局長宛てに提出いたしました。要望の概要は次のとおりです。また、本会ホームページにアンケート結果も含めて記載をいたしておりますので、併せてご確認ください。

1) 本会ホームページの掲載箇所

全国老施協ホームページ > 広報・情報・資料 > 提言・要望・意見 >

令和2年3月6日 【全国老施協】高齢者介護施設における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策に係る現状と要望

2) 要望の概要

- (1) 衛生用品の早急な確保と優先的な提供
- (2) 感染者への対応方法など各種の対応方法や基準の明確化
- (3) 職員の体制への支援
- (4) 利用者サービス維持や経営への支援
- (5) 詳細・正確・迅速な情報の発信
- (6) 現場職員の不安に応える迅速な対策の推進

以上

[連絡先]

公益社団法人全国老人福祉施設協議会
介護保険事業等経営委員会（忽那（くつな）・佐々木）
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階
TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
E-mail: js.jigy@roushikyo.or.jp